

公立大学法人県立広島大学役員報酬規程

平成19年4月1日

法人規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学の理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については給料、地域手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当及び通勤手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員(公立大学法人県立広島大学職員給与規程(平成19年法人規程第56号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)を兼務する理事には、役員報酬は支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員給与規程第9条第1項の規定の例による。

(常勤の役員の給料)

第4条 常勤の役員の給料の額は、次の表のとおりとする。

区分	給料の月額
理事長	991,000円
理事	726,000円から782,000円までの範囲で理事長が定める額

(地域手当等)

第5条 地域手当及び通勤手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、職員の例による。

(期末特別手当)

第6条 期末特別手当は、毎年3月1日、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、次の各号に掲げる区分に従い、基準日以前3か月以内(基準日が12月1日であるときは、6か月以内)の期間におけるその者の在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 3月1日に係る期末特別手当

- イ 在職期間が3か月の場合 100分の20
- ロ 在職期間が2か月15日以上3か月未満の場合 100分の16
- ハ 在職期間が1か月15日以上2か月未満の場合 100分の12
- ニ 在職期間が1か月15日未満の場合 100分の6

(2) 6月1日に係る期末特別手当

- イ 在職期間が3か月の場合 140
- ロ 在職期間が2か月15日以上3か月未満の場合 100分の112
- ハ 在職期間が1か月15日以上2か月15日未満の場合 100分の84
- ニ 在職期間が1か月15日未満の場合 100分の42

(3) 12月1日に係る期末特別手当

- イ 在職期間が6か月の場合 100分の150
- ロ 在職期間が5か月以上6か月未満の場合 100分の120
- ハ 在職期間が3か月以上5か月未満の場合 100分の90
- ニ 在職期間が3か月未満の場合 100分の45

3 前項に規定する期末特別手当の額は、広島県公立大学法人評価委員会が行う業務実績の評価の結果、役員としての貢献度等を総合的に勘案して、同項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 第2項に規定する在職期間には、広島県職員（職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第2号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける者をいう。）が任命権者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の広島県職員としての在職期間を含むものとする。

5 第2項の期末特別手当基礎額の計算及び期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関しては、職員の期末手当の例による。

（非常勤役員手当）

第7条 非常勤役員手当の額は、月額50,000円とする。

（非常勤役員の通勤手当）

第8条 非常勤役員に支給する通勤手当は費用弁償とし、公立大学法人県立広島大学職員旅費規程（平成19年法人規程第65号）に基づき支給する。

（報酬の支払方法）

第9条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料及び地域手当（この条において「給料等」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退職した場合（次項に規定する場合を除く。）又は解任された場合には、その日までの給料等を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

第10条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振り込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を、その役員に支払うべき報酬の金額から控除して支払うものとする。

（端数の処理）

第11条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（準用）

第12条 役員の報酬の支給に関しこの規程に定めがない事項については、職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（役員の給料月額に関する特例）

2 この規程の施行の日の前日において県立広島大学長の職にあった者が法人の理事長となる場

合において、当該理事長の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に100分の99.82を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる場合には、第4条による給料月額に、その差額に相当する額を加えたものを給料月額とする。

3 常勤の役員の給料月額は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間において、第4条及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額からその100分の11に相当する額を減じた額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により常勤の役員に支給する期末特別手当の額の算出の基礎となる地域手当の額は第5条の規定により定められた額とし、公立大学法人県立広島大学役員退職手当規程（平成19年法人規程第30号）の規定により常勤の役員に支給する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は第4条の規定により定められた額とする。

附 則（平成19年法人規程第113号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年法人規程第11号）

（施行期日）

1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成22年4月1日から施行する。